

狭山市中小企業等専門家活用補助金

【事業概要】

自社の課題解決のために専門家のサポートを活用し、DX・GX、中小企業向けSBT認定取得を推進するための取組。(令和8年3月15日までに事業が完了するもの)

【例】専門家は、公認会計士や中小企業診断士などの国家資格有する者、学識経験者、民間コンサル事業者等

区分	補助率	補助上限	予算額
DX・GX	3/4	500,000円	2,500,000円
中小企業向けSBT認定	10/10		

【補助対象事業者】

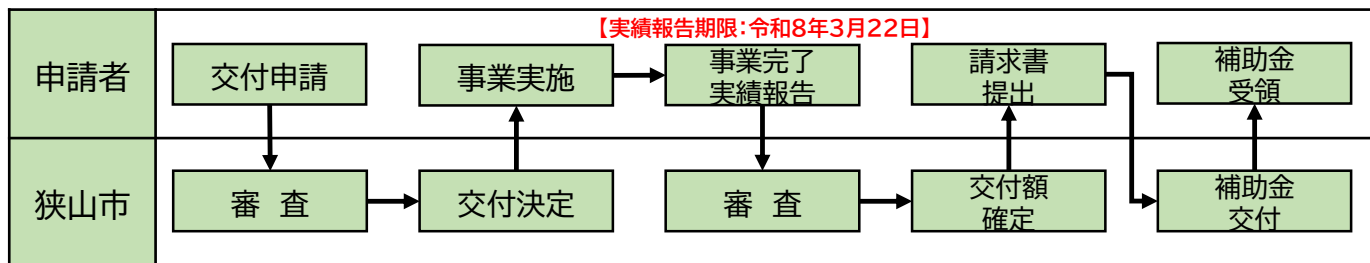
市内に本社または事業所を有する中小企業者または小規模事業者

【補助対象経費】

報償費(専門家に対する謝金)、旅費(専門家に対する旅費)、委託料(専門家によるコンサルティング費用)、中小企業向けSBT認定取得に要する申請費用

※消費税及び地方消費税は補助対象外

【事業フロー】



【申請書類】

- 交付申請書(様式第1号)
- 補助対象事業計画書(様式第2号)
- 市内に本社または事業所を有することを確認できる書類
- 補助対象経費が確認できる書類

【申請・問合せ先】

申請は窓口・郵送・電子メールで受付。なお、申請にあたっては事前にご相談ください。

狭山市 環境経済部 産業振興課

電話:04-2937-7204 E-mail:sangyo@city.sayama.saitama.jp